

9. リサイクルセンターの基本的事項

9-1 処理対象物

現在、本組合では、資源物及び集団資源回収物は民間委託業者にて資源化されており、印西クリーンセンターには「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」が搬入されている。

表 1-9-1 に燃やさないごみ、粗大ごみの受入れ対象品目を示す。

なお、平成 27 年 2 月から使用済小型家電の拠点回収を行っている。

表 1-9-1 燃やさないごみ、粗大ごみの受入品目

項目	搬入が想定される品目
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none">・陶磁器類（茶わん、皿、植木鉢等）・ガラス類（板ガラス、コップ、化粧品の瓶、油瓶、電球等）・金属類（スプレー缶、カセットガス缶、油缶、なべ、やかん、刃物等）・小型家庭製品類（ヒゲソリ、ドライヤー、目覚し時計等）・針金・電気コード・その他、燃やせないもの（燃えないもの）
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none">・木製家具類（机、椅子、タンス、鏡台、ベッド枠、整理棚等）・家庭電機製品類（掃除機、扇風機、炊飯器、ビデオ、ラジカセ、ステレオ、トースター等）・建具類（障子、襖、網戸、畳、じゅうたん、カーペット等）・寝具類（ふとん、毛布、マットレス等）・自転車・三輪車・一輪車・石油ストーブ・ガスストーブ・ガステーブル・ガスレンジ等・スチール製家具・木材（生木は除く）

出典) ごみ処理基本計画

9-2 稼働日数

稼働日数は、「ごみ処理基本計画」で示された、年間を通じた月曜から金曜（土日、祝日、年末年始を除く）の 246 日とする。（本章 9 項 9-3 参照）

また、リサイクルセンターの操業は昼間の 8 時間、運転は 5 時間を前提とする。

9-3 施設規模の見込み

リサイクルセンターの施設規模は、以下に示すとおり「ごみ処理基本計画」で示された規模 15t/日とする。

<p>施設規模の見込みについて</p> <p>施設規模 (t/日) = 日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 = (3,389.07 ÷ 365) ÷ 0.673 ÷ 0.96 = 15</p> <p>ここに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日平均処理量：年間処理量 (3,389.07t) の日換算量 ・年間処理量は、印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が算出した平成 40 年度の減量目標達成時における破碎・選別対象年間ごみ量 ・実稼働率：稼働日数は月曜から金曜であり、(土日、祝日、年末年始を除く) 年間 246 日間となり、実稼働率は 246 日 ÷ 365 日 ≒ 0.673 となる。 ・調整稼働率：故障修理など一時停止 (約 15 日間を想定) により能力低下を考慮した係数として 350 日 ÷ 365 日 ≒ 0.96 となる。
--

出典) 用地検討委員会 (最終答申書平成 26 年 9 月) 資料編 (15)

9-4 公害防止基準

リサイクルセンターの公害防止基準値は、本章 8 項 8-8 に示した焼却施設の公害防止基準値を遵守する。

また、リサイクルセンターは一般粉じん発生施設には該当しないが、破碎機等を導入することから、一般粉じん発生施設と同等の構造基準とする。「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版 (社団法人 全国都市清掃会議)」において、「排気中の粉じん濃度は、一般に 0.1g/m³N 以下にすることが望ましい。」と記載されていることから、これを遵守する。一般粉じん発生施設に係る構造基準は表 1-9-2 に示すとおりである。

表 1-9-2 一般粉じん発生施設に係る構造基準

項目	構造等の基準
破碎機及び摩砕機	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん器が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 粉じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。